

公益財団法人愛知水と緑の公社役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知水と緑の公社（以下、「公社」という。）定款第15条第3項及び第33条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第26条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本公社を主たる勤務場所として、週3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に規定する者をいう。
- (5) 報酬とは、月額報酬、賞与及びその他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務を遂行するために要する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、その職務遂行の対価として、報酬を支給する。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職に属する公務員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）第2条の規定により愛知県から派遣された者を除く。）及び特別職に属する公務員（国会議員、地方公共団体の議会の議員及びその他非常勤の者を除く。）には支給しない。

- 2 常勤役員には、報酬を月額で支給することとし、その支給方法は、公社職員の例による。
- 3 非常勤役員には、報酬を理事会の出席又は監事監査の実施等必要な都度支給することとし、非常勤監事には、報酬を月単位で集計し、その支給方法は、公社職員の例によることができる。
- 4 評議員には、報酬を評議員会の出席等必要な都度支給する。

(報酬の額)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給基準は、別表第1に定める額を上限として、その支給額は、評議員会の決議によって決定する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給基準は、別表第2に定める額を上限として、その支給額は、評議員会の決議によって決定する。

(費用の支給)

第5条 役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用を支給する。

- 2 前項の支給額及び支給方法は公社職員の例による。

(公表)

第6条 公社は、この規程をもって、法令に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正等)

第7条 この規程の改正等は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人愛知水と緑の公社の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行により、財団法人愛知水と緑の公社役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬支給基準（第4条第1項関係）

区 分	報 酬 額(年 額)
理 事 長	年額850万円を超えない額
常務理事	年額700万円を超えない額
理 事	年額550万円を超えない額
監 事	年額300万円を超えない額

別表第2 非常勤役員及び評議員報酬支給基準（第4条第2項関係）

区 分	報 酬 額(1回当たり)
非常勤理事	22,000円を超えない額
非常勤監事	
評 議 員	